

障第 504 号

平成 30 年 7 月 10 日

各指定障害福祉サービス事業所運営法人代表者
各指定障害者支援施設運営法人代表者
各指定一般相談支援事業所運営法人代表者
各指定障害児通所支援事業所運営法人代表者
各指定障害児入所施設運営法人代表者

} 様

岐阜県健康福祉部障害福祉課長

「児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する
基準について」の一部改正について

日頃は、県内の障がい福祉施策の推進にご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

このことについて、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長から別添のとおり通知がありましたので、お知らせします。

所属	岐阜県健康福祉部障害福祉課事業所指導係		
係長	奥村	担当	高木
電話	058-272-1111 内 2615		
FAX	058-278-2643		
E-mail	c11226@pref.gifu.lg.jp		